



すべての方向性に共通する事業

教育活動を充実させていくためには、現代社会にあった広報活動が必要です。すべての方向性に共通する事業として、以下の取組を進めていきます。

(1) 区民が身近に感じる教育委員会の実現

(1) 区民が身近に感じる教育委員会の実現

保護者や区民が求める情報や、教育委員会が保護者や区民に知ってほしい情報を分かりやすく確実に届ける広報活動をより充実し、区民が身近に感じる教育委員会の実現に努めます。読みやすい広報誌の発行のほか、ホームページや SNS での情報発信など、広報機能の強化を行います。

地域の皆様からの意見や提案を聴くとともに、教育に関する情報を共有する機会をこれまで以上に増やし、区民に信頼される教育委員会をめざします。

教育委員会はどこなところ？

教育委員会は、都道府県及び区市町村に置かれる合議制の執行機関で、生涯学習、学校教育、文化、スポーツなどの幅広い施策が所管事項とされています（地方教育行政の組織及び運営に関する法律）。

ただし、板橋区では、「東京都板橋区教育に関する事務の職務権限に関する条例」を制定し、文化及びスポーツに関することは区長が管理・執行するものとしています。

教育長と教育委員

教育長は教育に関し識見を有する者のうちから、教育委員（4名）は教育、学術及び文化に関し識見を有する者のうちから区長が区議会の同意を得て任命します。

任期は教育長が3年、教育委員は4年（いずれも再任可）とされ、教育委員には保護者である者が含まれるようにしなければならないとされています。




教育委員会で決めていること


教育委員会は、教育行政における重要事項や基本方針を決定し、それに基づいて教育長が事務を執行します。例えば、学校などの教育機関の設置・管理、教育財産の管理、小・中学校で使用する教科書の採択、文化財（旧粕谷家住宅など）の保護、区立図書館、教育科学館、生涯学習センターの運営など社会教育に関する事業などを行っています。

また、教育委員会には、その仕事を処理させるため事務局を置くものとされ、板橋区でも2部長、8課及び担当課長などからなる事務局組織を設けています。



(1) 区民が身近に感じる教育委員会の実現

No.	49	事業名	広報活動の充実	
担当部署		教育総務課		
事業概要		<p>生涯学習を含めた板橋区の教育について広く知っていただくため、教育広報「教育の板橋」(年3回発行)では区の教育行政や主な事業などを紹介し、「いたばし教育チャンネル」(年6回発行)では、学校や社会教育に関する折々の身近な話題を取り上げています。</p> <p>また、小・中学校や幼稚園の日々の様子を、教育長や教育委員会事務局職員が学校を訪問した際の写真とともに、随時ホームページでお知らせしています。</p> <p>今後も開かれた教育委員会をめざし、電子版の配信など積極的な情報発信を行います。</p>		
取組における視点		<p>教育委員会の取組が区民に伝わるように、また必要な人に必要な情報が届くように、様々なツールを活用し、積極的な情報発信を行います。</p>		
目標		4年間の取組		
<p>積極的な広報活動を展開することにより、教育委員会の施策や取組に対する区民の理解が進み、区民が教育委員会をより身近に感じられるようにする</p>		<p>①「教育広報」、「いたばし教育チャンネル」の発行する ②ホームページの充実を図る ③公式アプリ・SNSなどを活用した情報発信をする ④広報内容の充実を図る</p>		

No.	50	事業名	主体的に働きかける教育委員会の充実	
担当部署		教育総務課		
事業概要		<p>教育委員会の会議を多くの方に傍聴していただくため、「身近な教育委員会」として、学校や社会教育施設で開催します。「身近な教育委員会」では、区民や保護者と教育施策・課題について話し合う懇談会も実施し、PTA 連合会や各区立小・中学校 PTA・コミュニティ・スクール委員を中心に参加を呼びかけ、参加者から広く意見を聴く機会とします。</p>		
取組における視点		<p>教育委員会をより多くの方に知っていただけるよう、会議を学校で開催する場合は近隣校の保護者へ積極的な呼びかけを行い、懇談会では区民の関心の高い施策や課題を取り扱うなど工夫します。</p>		
目標		4年間の取組		
<p>教育委員会に対する区民の理解と関心が高まり、区民が教育委員会を身近に感じられるようにする</p>		<p>①身近な教育委員会を開催する ②主体的に働きかける教育委員会に向けた取組の充実策を検討・実施する</p>		